

有効期間満了日 令和6年3月31日

熊運免第103号

令和2年3月19日

「運転免許証更新時の講習区分等に対する不服申し立て」に係る書面教示の徹底について（通達）

見出しのことについては、「「運転免許証更新時の講習区分等に対する不服申し立て」に係る書面教示の徹底について（通達）」（平成28年7月13日付け熊運免第292号）により実施しているところであるが、下記のとおり運用することとしたので、部下職員に周知徹底の上、運用に誤りのないようにされたい。

更新申請事務の取り扱いがない警察署にあっては、参考とされたい。

なお、前記通達は、本通達の発出をもって廃止する。

記

1 審査請求又は取消訴訟の教示対象者

運転免許証の交付を受ける者のうち、以下の手続において優良運転者以外に区分された者

- ・ 運転免許証の更新手続
- ・ 既に運転免許を有する者が他の免許を申請する手続
- ・ 運転免許失効後6か月（やむを得ない理由がある場合は3年）以内の者が運転免許を再取得する手続
- ・ 一定の病気等を理由に運転免許が取り消されてから3年以内の者が運転免許を再取得する手続

2 教示方法

上記1の教示対象者に対し、別添「教示」を交付すること。

3 その他

審査請求又は取消訴訟の教示を欠いた場合は、県民の権利・利益に影響を及ぼすこととなるため、確実かつ適切に行うよう職員（委託職員を含む。）に対する教養を徹底すること。

※ 別添（略）